

自己資本の充実の状況

「銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第7号）」に基づき、自己資本の充実の状況について、以下のとおり開示しております。

I. 自己資本の構成に関する開示事項（連結）

II. 自己資本の構成に関する開示事項（単体）

III. 定性的な開示事項（連結・単体）

1. 連結の範囲に関する事項
2. 自己資本調達手段の概要
3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要
4. 信用リスクに関する事項
5. 信用リスク削減手法に関する事項
6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
7. 証券化エクスポージャーに関する事項
8. オペレーショナル・リスクに関する事項
9. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

IV. 定量的な開示事項（連結）

1. 連結の範囲に関する事項
2. 自己資本の充実度に関する事項
3. 信用リスクに関する事項
4. 信用リスク削減手法に関する事項
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
6. 証券化エクスポージャーに関する事項
7. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
8. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

V. 定量的な開示事項（単体）

1. 自己資本の充実度に関する事項
2. 信用リスクに関する事項
3. 信用リスク削減手法に関する事項
4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
5. 証券化エクスポージャーに関する事項
6. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
7. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号、以下「告示」という。）」に定められた算式に基づき算出しております。

当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの額の算出においては標準的手法を採用し、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用しております。

なお、平成26年3月末から新しい自己資本比率規制（バーゼルⅢ）に改正されておりますが、平成25年3月末の計数は、改正前の自己資本比率規制（以下、「旧告示」という。）に基づいて算出した計数を記載しております。

自己資本の充実の状況

I. 自己資本の構成に関する開示事項（連結）

（単位：百万円）

項 目	平成26年3月末	
		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	336,751	
うち、資本金及び資本剰余金の額	176,046	
うち、利益剰余金の額	164,207	
うち、自己株式の額（△）	692	
うち、社外流出予定額（△）	2,810	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額		
うち、為替換算調整勘定	-	
うち、退職給付に係るものの額	-	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	349	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	20,112	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	20,112	
うち、適格引当金コア資本算入額	-	
適格旧非累積永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	81,407	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	21,582	
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	8,902	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	469,106	
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	128	5,014
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	128	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	-	5,014
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	2,058
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	44	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	5,855
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	5
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	172	
自己資本		
自己資本の額（（イ） - （ロ））（ハ）	468,934	
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	4,357,973	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	12,184	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	5,014	
うち、繰延税金資産	2,058	
うち、退職給付資産	5,855	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	▲ 8,825	
うち、上記以外に該当するものの額	8,081	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	220,347	
信用リスク・アセット調整額	-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	4,578,321	
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（（ハ） / （ニ））	10.24%	

		平成25年3月末
基本的項目 (Tier I)	資 本 金	85,745
	(うち非累積的永久優先株)	(—)
	新 株 式 申 込 証 拠 金	—
	資 本 剰 余 金	90,301
	利 益 剰 余 金	143,541
	自 己 株 式 (△)	673
	自 己 株 式 申 込 証 拠 金	—
	社 外 流 出 予 定 額 (△)	1,987
	そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損 (△)	—
	為 替 換 算 調 整 勘 定	—
	新 株 予 約 権	—
	連 結 子 法 人 等 の 少 数 株 主 持 分 (うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券)	24,600 (17,000)
	営 業 権 相 当 額 (△)	—
	の れ ん 相 当 額 (△)	256
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額 (△)	—
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)	99	
計	A	341,170
(うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券)	[注1]	(17,000)
(上記優先出資証券のAに対する割合)		(4.98%)
補完的項目 (Tier II)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	22,037
	一般貸倒引当金	22,436
	負債性資本調達手段等	63,600
	(うち永久劣後債務)	[注2] (—)
	(うち期限付劣後債務及び期限付優先株)	[注3] (63,600)
計		108,074
うち自己資本への算入額	B	108,074
控除項目	控 除 項 目	C [注4] 4,138
自己資本額	A+B-C	D 445,106
リスク・アセット等	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	4,042,677
	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	55,696
	信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト の 額	E 4,098,373
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 G÷8%	F 223,555
	<参考> オペレーショナル・リスク相当額	G 17,884
計 E+F	H 4,321,929	
連 結 自 己 資 本 比 率 (国 内 基 準) = D ÷ H × 100		10.29%
<参考> T i e r I 比 率 = A ÷ H × 100		7.89%

- (注) 1. 旧告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 旧告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 旧告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限り限りております。
4. 旧告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

II. 自己資本の構成に関する開示事項（単体）

（単位：百万円）

項 目	平成26年3月末	
		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	328,140	
うち、資本金及び資本剰余金の額	171,429	
うち、利益剰余金の額	160,185	
うち、自己株式の額（△）	692	
うち、社外流出予定額（△）	2,782	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	14,321	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	14,321	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	81,407	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	21,392	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	445,262	
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	—	5,202
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	—	5,202
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	2,068
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	9,710
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	4
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	—	—
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	445,262	
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	4,191,657	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	17,576	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）	5,202	
うち、繰延税金資産	2,068	
うち、前払年金費用	9,710	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	▲ 8,817	
うち、上記以外に該当するものの額	9,412	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	194,050	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	4,385,707	
単体自己資本比率		
単体自己資本比率（（ハ）／（ニ））	10.15%	

		平成25年3月末	
基本的項目 (Tier I)	資 本 金	85,745	
	(うち非累積的永久優先株)	(—)	
	新 株 式 申 込 証 拠 金	—	
	資 本 準 備 金	85,684	
	そ の 他 資 本 剰 余 金	—	
	利 益 準 備 金	61	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	141,486	
	そ の 他	17,000	
	自 己 株 式 (△)	673	
	自 己 株 式 申 込 証 拠 金	—	
	社 外 流 出 予 定 額 (△)	1,987	
	そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損 (△)	—	
	新 株 予 約 権	—	
	営 業 権 相 当 額 (△)	—	
	の れ ん 相 当 額 (△)	—	
	企業結合により計上される無形固定資産相当額 (△)	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)	—		
計	A	327,316	
(うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券)	[注1]	(17,000)	
(うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券)		(17,000)	
(上記優先出資証券のAに対する割合)		(5.19%)	
補完的項目 (Tier II)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	21,847	
	一 般 貸 倒 引 当 金	15,313	
	負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	63,600	
	(うち永久劣後債務)	[注2] (—)	
	(うち期限付劣後債務及び期限付優先株)	[注3] (63,600)	
計		100,761	
うち自己資本への算入額	B	100,761	
控 除 項 目	控 除 項 目	C [注4]	12,295
自己資本額	A+B-C	D	415,783
リスク・アセット等	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目		3,873,962
	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目		54,487
	信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト の 額	E	3,928,450
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 G÷8%	F	198,261
	<参考> オペレーショナル・リスク相当額	G	15,860
計 E+F	H	4,126,711	
単体自己資本比率 (国内基準) = D ÷ H × 100		10.07%	
<参考> Tier I 比率 = A ÷ H × 100		7.93%	

- (注) 1. 旧告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等 (海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。) であります。
2. 旧告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 旧告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 旧告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

Ⅲ. 定性的な開示事項（連結・単体）

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 告示第26条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下、「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲（以下、「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因
相違点はありません。

- (2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

	平成25年3月末	平成26年3月末
連結子会社数	8社	7社

平成25年3月末の連結子会社であるNCBビジネスサービス(株)は、平成26年2月に清算終了しております。

連結子会社の名称及び主要な業務の内容:

名称	業務の内容
(株)長崎銀行	銀行業
Nishi-Nippon City Preferred Capital (Cayman) Limited	投融資業
九州カード(株)	クレジットカード業・信用保証業
(株)NCBリサーチ&コンサルティング	調査研究業・経営相談業
九州債権回収(株)	債権管理回収業
西日本シティTT証券(株)	金融商品取引業
西日本信用保証(株)	信用保証業

- (3) 告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

比例連結の方法を適用している金融業務を営む関連法人等は該当ありません。

- (4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

- ① 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの

該当ありません。

- ② 連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるもの

該当ありません。

- (5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

該当ありません。

2. 自己資本調達手段の概要

自己資本調達手段（その額的全額又は一部が告示第25条（連結）若しくは第37条（単体）の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段）の概要は、以下のとおりであります。

(1) 普通株式

発行者	株式会社西日本シティ銀行
銘柄、名称又は種類	普通株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	/
連結自己資本比率	170,737百万円
単体自己資本比率	175,354百万円

(2) 優先出資証券

発行者	Nishi-Nippon City Preferred Capital (Cayman) Limited
銘柄、名称又は種類	非累積型・固定変動配当 優先出資証券
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	/
連結自己資本比率	17,000百万円
単体自己資本比率	17,000百万円
額面総額	17,000百万円
償還期限の有無	無
その日付	—
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	平成29年7月15日 全額又は一部
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由の発生全額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	平成29年7月15日以降の各配当支払日 全額又は一部
配当率又は利率	3.94%(平成29年7月まで固定配当率) 平成29年7月以降は変動配当率
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	無
配当等停止条項の有無	配当は、各配当支払日に以下の事由が発生している場合に減額又は停止される。 ・支払不能証明書が提出されている場合 ・配当不払指示・配当減額指示が出されている場合 ・分配制限の適用を受ける場合 ・配当制限の適用を受ける場合 ・支払日が監督期間に属する場合 ・支払日が清算期間に属する場合
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	有

(3) 劣後特約付金銭消費貸借契約に基づく借入金

発行者	株式会社西日本シティ銀行
銘柄、名称又は種類	劣後特約付金銭消費貸借契約に基づく借入金
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	/
連結自己資本比率	10,000百万円
単体自己資本比率	10,000百万円
額面総額	10,000百万円
償還期限の有無	有
その日付	平成31年4月5日
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	平成26年4月5日 10,000百万円
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
配当率又は利率	当初5年間 固定金利 5年経過以降 変動金利
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	無
配当等停止条項の有無	無
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	有

(4) 期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）

発行者	①株式会社西日本銀行 ②～⑧株式会社西日本シティ銀行
銘柄、名称又は種類	①株式会社西日本銀行第4回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付） ②株式会社西日本シティ銀行第1回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付） ③株式会社西日本シティ銀行第5回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付） ④株式会社西日本シティ銀行第6回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付） ⑤株式会社西日本シティ銀行第7回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付） ⑥株式会社西日本シティ銀行第8回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付） ⑦株式会社西日本シティ銀行第9回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付） ⑧株式会社西日本シティ銀行第10回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	/
連結自己資本比率	64.407百万円
単体自己資本比率	64.407百万円
額面総額	①15,000百万円、②14,500百万円、③10,000百万円、④15,000百万円、⑤8,800百万円、⑥10,000百万円、⑦10,000百万円、⑧10,000百万円
償還期限の有無	有
その日付	①平成26年9月29日、②平成27年4月15日、③平成29年4月17日、④平成32年4月15日、⑤平成33年4月15日、⑥平成33年12月28日、⑦平成35年12月27日、⑧平成37年12月16日
償還等を可能とする特約の有無	①～③無、④～⑧有
初回償還可能日及びその償還金額	④平成27年4月15日 15,000百万円 ⑤平成28年4月15日 8,800百万円 ⑥平成28年12月28日 10,000百万円 ⑦平成30年12月27日 10,000百万円 ⑧平成32年12月16日 10,000百万円
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	④平成27年4月15日以降の各配当支払日 15,000百万円 ⑤平成28年4月15日以降の各配当支払日 8,800百万円 ⑥平成28年12月28日以降の各配当支払日 10,000百万円 ⑦平成30年12月27日以降の各配当支払日 10,000百万円 ⑧平成32年12月16日以降の各配当支払日 10,000百万円
配当率又は利率	①3.20% ②2.78% ③2.70% ④当初5年間1.70% 5年経過以降6カ月ユーロLIBOR+2.45% ⑤当初5年間1.55% 5年経過以降6カ月ユーロLIBOR+2.39% ⑥当初5年間1.37% 5年経過以降6カ月ユーロLIBOR+2.31% ⑦当初5年間0.67% 5年経過以降6カ月ユーロLIBOR+1.76% ⑧当初7年間0.87% 7年経過以降6カ月ユーロLIBOR+1.78%
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	無
配当等停止条項の有無	無
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	①～③無、④～⑧有

(5) 少数株主持分

発行者	株式会社長崎銀行、 株式会社西日本シティTT証券 他
銘柄、名称又は種類	普通株式 等
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	/
連結自己資本比率	9.252百万円
単体自己資本比率	—

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行は、自己資本について内部管理上のリスク量に対する充実度の評価を行っているほか、自己資本比率による評価を行っております。内部管理上のリスク量に対する自己資本の充実度は、自己資本のバッファ（リスク資本として未配賦の自己資本）が、大規模震災や定量化困難なリスク等の資本配賦対象外リスクに対して、十分な水準を確保できているかについて、ALM委員会において評価しております。

また、資本配賦対象リスク（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク）については、半期毎にALM委員会において、リスク管理基本方針、各部門の業務計画に基づく予想リスク量等を踏まえ、リスク・カテゴリー毎にリスク資本を配賦し、リスク資本配賦額の範囲内にリスクが収まっているかについて、適宜モニターしております。

自己資本比率による評価については、ALM委員会において、四半期毎に算定する自己資本比率の変動要因の分析等に基づき、十分な自己資本比率の水準を確保できているかを評価しております。

さらに、急激な環境変化等を想定したシナリオに基づくストレス・テストを実施し、自己資本比率への影響を分析し評価しております。

4. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し損失を被るリスクをいいます。

当行は、信用リスクを最重要リスクと認識しており、その管理にあたっては「リスク分散を基本とした最適な与信ポートフォリオの構築」を基本姿勢とし、資産の健全性の維持・向上と適切な収益の確保に努めております。信用リスクを伴う与信行為については、与信業務運営に関する基本的な考え方や行動基準等を定めた「クレジットポリシー」に基づき、厳正に実施しております。

信用リスクの計測・管理については、「信用格付」「自己査定」により個々の与信先のリスクを統一的な尺度で客観的に計量化したうえで、与信ポートフォリオ全体のリスクを取引先別・業種別等の観点から把握し、適切なリスク分散を図っております。

計測された信用リスク量については、毎月「ALM委員会」で評価するとともに、四半期毎に業種別・格付別等の分析を行い、その結果を「経営会議」等に報告しております。

また、当行は、当行グループ全体のリスク管理態勢の確立を図るために、「関連会社運営規程」「関連会社運営マニュアル」を定めており、これらに基づき、連結子会社各社は各々の業務状況に応じた信用リスク管理を実施しております。

当行は、これら連結子会社各社の信用リスク管理の状況について、一定のルールに基づき定期的に報告を求め、必要に応じて適切に指導しております。

なお、自己査定の結果に基づく適正な償却・引当を実施しており、貸倒引当金の計上基準については、50頁「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」の「4.会計処理基準に関する事項（6）貸倒引当金の計上基準」等に記載しております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、エクスポーザーの種類に関わらず以下のとおりです。

- 株式会社格付投資情報センター
- 株式会社日本格付研究所
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ
- フィッチレーティングスリミテッド

5. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当行は、与信取引に際し、取引先の経営状況、資金使途、回収の可能性等を総合的に判断のうえ、事業からのキャッシュ・フローを重視した与信審査を行っており、その上で、必要に応じて、担保や保証を取得することがあります。

担保や保証は、「自己査定基準」「事務取扱要領」等に基づき評価及び管理し、経済情勢や環境の変化による価値の変動に留意して適宜評価を見直すとともに、必要な場合はいつでも担保権を実行できるよう担保権の効力及び現物を適切に管理しております。

なお、自己資本比率算出にあたっては、適格金融資産担保、保証及び貸出金と自行預金の相殺を信用リスク削減手法として適用しております。

各手法の具体的な内容は以下のとおりです。

① 適格金融資産担保

適格金融資産担保は、自行預金、日本国政府又は我が国の地方公共団体が発行する円建て債券、上場会社の株式を対象としております。

なお、インターバンクの派生商品取引は、デリバティブ担保契約（CSA契約）により、お互いに担保の提供を行う場合があり、また、レポ形式の取引は、相手方が取引を頻繁に行う金融機関等の場合には、一括清算ネットティング契約による信用リスク削減を一部行っております。

② 保証

保証は、政府保証、我が国の地方公共団体の保証並びに損害保険会社、信販会社の保証が主体となっております。このうち損害保険会社、信販会社の保証については、適格格付機関が付与する格付に応じて適切に信用度を評価しております。

③ 貸出金と自行預金の相殺

貸出金と自行預金の相殺は、債務者の担保登録のない定期預金を対象としており、満期のない預金（流動性預金）及び譲渡性預金は対象としておりません。

債務者の貸出金及び定期預金について、いずれの時点においても取引状況を確認できる態勢を整備しております。

(2) 信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中状況

リスクは適切に分散されており、信用リスク削減手法の適用に伴う集中はありません。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(1) 派生商品取引の取引相手のリスク管理

① 対顧客取引

当行は、主にお客様の実需に基づくヘッジニーズに対応する商品を販売しており、貸出等の与信と同様に管理しております。

② インターバンク取引

当行は、「市場関連取引与信限度額管理基準」に基づき、適格格付機関が付与する格付に応じて、取引先毎に与信限度額を設定しており、与信限度額超過先については、半期毎に「取締役会」へ報告しております。

担保による保全については、一部の取引でデリバティブ担保契約（CSA契約）によりお互いに担保を提供する契約となっております。そのため、自行の信用力の悪化等により担保を追加的に提供することが必要になる場合がありますが、自己資本比率へ重大な影響を与える取引はありません。

また、連結子会社における派生商品取引は該当ありません。なお、自己査定の結果に基づく適正な償却・引当を実施しており、偶発損失引当金の計上基準については、51頁「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」の「4.会計処理基準に関する事項（10）偶発損失引当金の計上基準」等に記載しております。

(2) 長期決済期間取引の取引相手のリスク管理

該当の取引はありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

① オリジネーターとしての証券化取引

当行グループは、住宅ローン債権を証券化しており、オリジネーター及びサービサーとして証券化取引に関与しております。当該証券化取引に関して再証券化の予定はありません。

保有する劣後受益権は、信用リスク及び金利リスクを内包しておりますが、これは貸出金等の資産保有にかかるリスクと基本的に変わるものではありません。

② 投資家としての証券化取引

投資手法多様化の一環として、商業用不動産等を裏付資産とした証券化商品へ投資しております。

証券化エクスポージャーに対するリスク管理は、取引内容や裏付資産の種類に応じた各リスク管理のマニュアル等に基づき、資産価値のモニタリングを中心に実施しております。

なお、再証券化取引に該当するエクスポージャーはありません。

(2) リスク特性等を把握するための体制の整備及びその運用状況の概要

保有する証券化商品については、当該商品や裏付資産のリスク特性、パフォーマンスに係る各種情報を主管部署及び営業店で把握する体制とし、行内ルールに基づき、これらの情報を定期的にモニタリングしております。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

信用リスク削減手法として用いている証券化取引はありません。

(4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、告示に定める「標準的手法」により算出しております。

なお、オリジネーターとしての証券化取引に係る証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、告示附則第15条（証券化エクスポージャーに関する経過措置）を適用しております。

(5) 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合における、当該証券化目的導管体の種類及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーの保有の有無

該当の取引はありません。

(6) 当行グループの子法人等（連結子法人等を除く）及び関連法人等のうち、当行グループが行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

該当ありません。

(7) 証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第14号）等に基づき会計処理を行っています。

(8) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下のとおりです。

- 株式会社格付投資情報センター
- 株式会社日本格付研究所
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス
- フィッチレーティングスリミテッド

(9) 内部評価方式を用いている場合には、その概要

内部評価方式は用いておりません。

(10) 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

重要な変更はありません。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当行は、オペレーショナル・リスクが全ての業務・部署に関わる広範囲かつ多種・多様なリスクであることや業務運営上可能な限り回避すべきリスクであることを踏まえ、適切に管理するための組織体制及び仕組みを整備し、リスク顕在化の未然防止及び顕在時の影響極小化に努めております。

具体的には、オペレーショナル・リスクを、①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④人的リスク、⑤有形資産リスク、⑥風評リスクの6つの個別リスクに分け、各リスクの主管部署にて、各々の管理規程等に基づき、リスク特性に応じた管理を実施しております。

また、オペレーショナル・リスクの総合的な管理部署を設置し、オペレーショナル・リスク全体を把握・管理する体制を整備しております。

オペレーショナル・リスクの状況は、個別のリスク毎に、「オペレーショナル・リスク委員会」「IT戦略委員会」「コンプライアンス委員会」等で評価するとともに、定期的又は必要に応じ「経営会議」等に報告しております。

また、当行は、当行グループ全体のリスク管理態勢の確立を図るために、「関連会社運営規程」「関連会社運営マニュアル」を定めており、これらに基づき、連結子会社各社は各々の業務状況に応じたオペレーショナル・リスク管理を実施しております。

当行は、これら連結子会社各社のオペレーショナル・リスク管理の状況について、一定のルールに基づき定期的に報告を求め、必要に応じて適切に指導しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

「粗利益配分手法」を使用しております。

9. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当行は、「一定の許容限度内でリスクテイクし、これを管理するなかで収益を追求すべくリスクの定量化を通じた管理を実施する」という市場リスク管理の基本方針に基づき、保有株式について投資目的に応じて政策株式と純投資株式に区分し、他の市場性取引と合わせ、信用リスク及び市場リスク（金利や有価証券の価格、為替などの変動により、金融資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクをいいます。）を対象としたリスク管理を実施しております。

具体的には、EL（期待損失額）、UL（非期待損失額）、時価評価額、VaR（最大予想損失額）等のリスク指標を算出し、貸出金、債券等の他の資産とともに、毎月「ALM委員会」でリスクの状況について評価を行っております。

また、当行は、当行グループ全体のリスク管理態勢の確立を図るために、「関連会社運営規程」「関連会社運営マニュアル」を定めており、これらに基づく連結子会社各社の保有株式の報告により、グループ全体の出資状況について管理しております。

(2) 銀行勘定における株式等エクスポージャーの評価等重要な会計方針等

株式の評価に関する会計方針は、50頁「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」の「4.会計処理基準に関する事項（2）有価証券の評価基準及び評価方法」等に記載しております。

10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における金利リスクとは、トレーディング取引以外の金利感応資産・負債について、金利が変動することにより価値が変動し損失を被るリスクをいいます。

当行は、許容できる一定の範囲内にリスクをコントロールすることにより、安定した収益の実現を目指すことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、「ALM委員会」において半期毎に銀行全体のリスク許容限度内で各部門別に資本配賦し、各部門はこの限度内で市場取引を実施しております。加えて、業務別の取引限度枠や金利リスク量のガイドライン及び取引継続の可否を判断するアラームポイントを設定しております。

各部門の市場リスク量や限度枠等の遵守状況については、毎月「ALM委員会」で評価し、過大なリスクを取ることがないように管理するとともに、リスク量については金利上昇に対するヘッジオペレーションの検討にも活用しております。

また、当行は、当行グループ全体のリスク管理態勢の確立を図るために、「関連会社運営規程」「関連会社運営マニュアル」を定めており、これらに基づき、連結子会社各社は各々の業務状況に応じた金利リスクの管理を実施しております。当行は、これら連結子会社各社の金利リスク管理の状況について、一定のルールに基づき定期的に報告を求め、必要に応じて適切に指導しております。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当行及び長崎銀行は、銀行勘定における金利リスクについて、保有期間6カ月、観測期間5年、信頼区間99%のVaRを毎月算出し管理しております。

なお、VaRの計測手法として、当行はヒストリカル法を、長崎銀行は分散・共分散法を採用しております。

加えて、VaRを補完するため、市場金利が一律1%上昇した場合の金利リスク量（100BPV）、保有期間1年、観測期間5年で計測される市場金利変動の99パーセンタイル値、1パーセンタイル値で計算される経済的価値の低下額及びストレステストを併用して管理しております。

なお、金利リスク管理における主な前提は以下のとおりです。

コア預金は、当行については、平成21年3月よりコア預金内部モデル（要求払預金の内訳科目単位に、個人・法人別、金額階層別に区分のうえ、過去の残高変動率等に基づく将来残高を推計して各満期に振分ける。）により、計測しております。長崎銀行については、要求払い預金残高のうち、①過去5年の最低残高、②過去5年の年間最大流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小額が相当するものとし、5年間毎月均等に満期が到来するものとしております。

期限前返済（解約）は、期限前償還権があらかじめ付与された有価証券等、一部の資産・負債を除き想定しておりません。

当行は、長崎銀行の金利リスク量の報告を受け、自己資本比過大でないことを確認しております。

IV. 定量的な開示事項（連結）

1. 連結の範囲に関する事項

その他金融機関等（告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクのリスク・アセット及び所要自己資本の額

①資産（オン・バランス）項目

	平成26年3月末		＜参考＞ リスク・ウェイト (%)
	信用リスク・アセットの額 A	所要自己資本の額 A×4%	
現 金	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	22	0	0～100
国際決済銀行等向け	—	—	0
我が国の地方公共団体向け	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	220	8	20～100
国際開発銀行向け	9	0	0～100
地方公共団体金融機関向け	3,873	154	10～20
我が国の政府関係機関向け	24,110	964	10～20
地方三公社向け	701	28	20
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	45,266	1,810	20～100
法人等向け	2,127,820	85,112	20～100
中小企業等向け及び個人向け [注1]	1,132,408	45,296	75
抵当権付住宅ローン	174,417	6,976	35
不動産取得等事業向け	415,502	16,620	100
三月以上延滞等 [注2]	19,378	775	50～150
取立未済手形	2	0	20
信用保証協会等による保証付	14,416	576	0～10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	10
出 資 等	130,384	5,215	100～1250
（うち出資等のエクスポージャー）	130,384	5,215	100
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	1250
上 記 以 外	142,476	5,699	100～250
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	14,708	588	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	32,193	1,287	250
（うち上記以外のエクスポージャー）	95,574	3,822	100
証 券 化（オリジネーターの場合）	2,139	85	20～1250
（うち再証券化）	—	—	40～1250
証 券 化（オリジネーター以外の場合）	7,336	293	20～1250
（うち再証券化）	—	—	40～1250
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	60,894	2,435	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 8,825	△ 353	—
計	4,292,557	171,702	

(注) 1. 「中小企業等向け及び個人向け」は、告示第68条を適用しリスク・ウェイトを75%としたエクスポージャーについて記載しております。

2. 「三月以上延滞等」は、3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーまたは引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%のエクスポージャーについて記載しております。

(単位：百万円)

	平成25年3月末		＜参考＞
	信用リスク・アセットの額 A	所要自己資本の額 A×4%	リスク・ウェイト (%)
現金	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	15	0	0～100
国際決済銀行等向け	—	—	0
我が国の地方公共団体向け	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	630	25	20～100
国際開発銀行向け	11	0	0～100
地方公共団体金融機構向け	3,295	131	10～20
我が国の政府関係機関向け	20,870	834	10～20
地方三公社向け	806	32	20
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	74,789	2,991	20～250
法人等向け	1,896,404	75,856	20～100
中小企業等向け及び個人向け [注1]	1,085,886	43,435	75
抵当権付住宅ローン	167,221	6,688	35
不動産取得等事業向け	430,173	17,206	100
三月以上延滞等 [注2]	27,621	1,104	50～150
取立未済手形	3	0	20
信用保証協会等による保証付	15,065	602	0～10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	10
出資等	128,477	5,139	100～1250
上記以外	181,665	7,266	100～250
証券化（オリジネーターの場合）	3,344	133	20～1250
（うち再証券化）	—	—	40～1250
証券化（オリジネーター以外の場合）	6,314	252	20～1250
（うち再証券化）	—	—	40～1250
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち個々の資産の把握が困難な資産	77	3	—
計	4,042,677	161,707	

②オフ・バランス項目

(単位：百万円)

	平成25年3月末		平成26年3月末		<参考> 掛目 (%)
	信用リスク・アセットの額 A	所要自己資本の額 A×4%	信用リスク・アセットの額 A	所要自己資本の額 A×4%	
任意の時期に無条件で取消可能 又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—	—	—	0
原契約期間が1年以下のコミットメント	1,627	65	2,810	112	20
短期の貿易関連偶発債務	505	20	1,404	56	20
特定の取引に係る偶発債務 (うち 経過措置を適用する元本補てん信託契約)	386	15	332	13	50
	(—)	(—)	(—)	(—)	50
N I F 又は R U F	—	—	—	—	50
原契約期間が1年超のコミットメント	7,463	298	13,377	535	50
信用供与に直接的に代替する偶発債務	26,318	1,052	22,712	908	100
(うち 借入金 の 保証)	(18,734)	(749)	(16,029)	(641)	100
(うち 有価証券 の 保証)	(—)	(—)	(—)	(—)	100
(うち 手形 引 受)	(—)	(—)	(—)	(—)	100
(うち 経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	(—)	(—)	(—)	(—)	100
(うち クレジット・デリバティブのプロテクション提供)	(—)	(—)	(—)	(—)	100
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等【控除後】	2,844	113	2,844	113	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等【控除前】	3,092	123	3,092	123	100
控 除 額 (△)	247	9	247	9	—
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	6,183	247	3,141	125	100
派生商品取引及び長期決済期間取引	8,303	332	7,040	281	—
カレント・エクスポージャー方式	8,303	332	7,040	281	—
派 生 商 品 取 引	8,303	332	7,040	281	—
外 為 関 連 取 引	7,165	286	5,998	239	—
金 利 関 連 取 引	1,138	45	1,042	41	—
金 関 連 取 引	—	—	—	—	—
株 式 関 連 取 引	—	—	—	—	—
貴 金 属 (金 を 除 く) 関 連 取 引	—	—	—	—	—
そ の 他 の コ モ デ ィ テ ィ 関 連 取 引	—	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引 (カウンターパーティー・リスク)	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果 (△)	—	—	—	—	—
長 期 決 済 期 間 取 引	—	—	—	—	—
標 準 方 式	—	—	—	—	—
期 待 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー 方 式	—	—	—	—	—
未 決 済 取 引	—	—	—	—	—
証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完 及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—	—	—	0~100
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—	—	—	100
計	55,696	2,227	54,820	2,192	

(注) 参考に記載した「掛目」は、オフ・バランス取引の与信相当額を算出するにあたり、簿価または想定元本額に乗じる値であります。

(2) オペレーショナル・リスクのリスク相当額及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成25年3月末			平成26年3月末		
	オペレーショナル・ リスク相当額 A	オペレーショナル・リスク 相当額に係るリスク・アセット B=A÷8%	所要自己資本の額 B×4%	オペレーショナル・ リスク相当額 A	オペレーショナル・リスク 相当額に係るリスク・アセット B=A÷8%	所要自己資本の額 B×4%
基礎的手法採用分	—	—	—	—	—	—
粗利益配分手法採用分	17,884	223,555	8,942	17,627	220,347	8,813
先進的計測手法採用分	—	—	—	—	—	—
計	17,884	223,555	8,942	17,627	220,347	8,813

(3) 総所要自己資本額

(単位：百万円)

	平成25年3月末		平成26年3月末	
	リスク・アセットの額 A	所要自己資本の額 A×4%	リスク・アセットの額 A	所要自己資本の額 A×4%
信用リスク	4,098,373	163,934	4,357,973	174,318
資産（オン・バランス）項目	4,042,677	161,707	4,292,557	171,702
オフ・バランス取引項目	55,696	2,227	54,820	2,192
C V A リスク			10,561	422
中央清算機関関連エクスポージャー			34	1
オペレーショナル・リスク	223,555	8,942	220,347	8,813
計	4,321,929	172,877	4,578,321	183,132

3. 信用リスクに関する事項

(1) 信用リスクにかかるエクスポージャー（証券化エクスポージャーを除く。）の内訳

信用リスクにかかるエクスポージャー（証券化エクスポージャーを除く。）の残高（地域別、業種別、残存期間別）は、以下のとおりであります。

なお、期中平均残高は、期末残高と当期のリスク・ポジションが大幅に乖離していないため記載しておりません。

①地域別内訳

■平成25年3月末

(単位：百万円)

	資産（オン・バランス）項目			オフ・バランス取引項目		合計	三月以上 延滞等
	貸出金	債券	その他	デリバティブ 取引	その他		
国 内	5,573,565	1,221,352	619,439	16,580	525,448	7,956,386	25,235
国 外	—	287,931	—	—	—	287,931	—
計	5,573,565	1,509,284	619,439	16,580	525,448	8,244,318	25,235

■平成26年3月末

(単位：百万円)

	資産（オン・バランス）項目			オフ・バランス取引項目		合計	三月以上 延滞等
	貸出金	債券	その他	デリバティブ 取引	その他		
国 内	5,840,241	1,321,677	538,176	15,017	510,974	8,226,088	17,428
国 外	-	247,696	-	-	-	247,696	-
計	5,840,241	1,569,374	538,176	15,017	510,974	8,473,785	17,428

(注) 1. 「資産（オン・バランス）項目」については、連結貸借対照表計上額に基づき算出しております。

2. 「オフ・バランス取引項目」については、与信相当額（簿価または想定元本額に一定の掛目を乗じた額）を記載しております。

3. 「三月以上延滞等」は、3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーまたは引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%のエクスポージャーであります。

②業績別内訳
 ■ 平成25年3月末

(単位：百万円)

	資産（オン・バランス）項目			オフ・バランス取引項目		合 計	三月以上延滞等
	貸出金	債 券	その他	デリバティブ取引	その他		
業種区分のあるもの	5,573,565	1,509,284	233,786	16,580	515,049	7,848,265	25,235
製 造 業	323,620	1,070	21,266	1,227	3,761	350,945	3,030
農 業、林 業	6,329	—	2	9	49	6,390	4
漁 業	6,957	—	28	—	155	7,140	24
鉱業、採石業、砂利採取業	4,605	60	151	—	—	4,816	313
建 設 業	237,851	705	3,106	24	3,818	245,505	1,124
電気・ガス・熱供給・水道業	93,653	—	6,244	16	—	99,914	0
情 報 通 信 業	79,327	100	3,016	—	407	82,850	317
運 輸 業、郵 便 業	130,228	449	6,073	448	2,220	139,420	52
卸 売 業、小 売 業	589,115	1,510	7,855	3,905	3,086	605,474	2,618
金 融 業、保 険 業	158,700	308,339	138,091	9,709	178,218	793,059	227
不動産業、物品賃貸業	1,104,460	1,271	7,315	323	5,597	1,118,967	3,516
その他各種サービス業	661,395	1,241	5,074	39	5,576	673,326	4,160
国・地方公共団体等	448,358	1,192,188	2,860	—	263,191	1,906,600	—
そ の 他	1,728,962	2,348	32,698	877	48,967	1,813,854	9,844
業種区分のないもの	—	—	385,653	—	10,399	396,052	—
計	5,573,565	1,509,284	619,439	16,580	525,448	8,244,318	25,235

■ 平成26年3月末

(単位：百万円)

	資産（オン・バランス）項目			オフ・バランス取引項目		合 計	三月以上延滞等
	貸出金	債 券	その他	デリバティブ取引	その他		
業種区分のあるもの	5,840,241	1,569,374	172,050	15,017	505,656	8,102,341	17,428
製 造 業	322,113	675	22,771	645	5,025	351,230	663
農 業、林 業	13,630	—	1	2	46	13,681	11
漁 業	8,921	—	4	—	243	9,169	22
鉱業、採石業、砂利採取業	5,078	—	154	—	—	5,232	190
建 設 業	232,971	524	3,113	1	3,150	239,761	587
電気・ガス・熱供給・水道業	115,154	—	6,293	—	4,356	125,804	—
情 報 通 信 業	82,836	80	3,532	—	260	86,708	125
運 輸 業、郵 便 業	128,286	340	6,156	824	1,392	137,000	21
卸 売 業、小 売 業	574,147	1,017	7,626	3,417	3,115	589,324	2,122
金 融 業、保 険 業	192,404	246,617	72,354	9,122	77,461	597,959	191
不動産業、物品賃貸業	1,179,226	885	7,126	280	5,426	1,192,944	2,401
その他各種サービス業	721,564	945	4,401	52	5,936	732,899	2,991
国・地方公共団体等	454,003	1,315,718	3,002	—	375,532	2,148,256	—
そ の 他	1,809,904	2,573	35,511	671	23,707	1,872,368	8,098
業種区分のないもの	—	—	366,125	—	5,318	371,443	—
計	5,840,241	1,569,374	538,176	15,017	510,974	8,473,785	17,428

- (注) 1.「資産（オン・バランス）項目」については、連結貸借対照表計上額に基づき算出しております。
 2.「オフ・バランス取引項目」については、与信相当額（簿価または想定元本額に一定の掛目を乗じた額）を記載しております。
 3.「三月以上延滞等」は、3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーまたは引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%のエクスポージャーであります。
 4.「資産（オン・バランス）項目」の「その他」については、株式等を業種別に区分し、それ以外を業種区分のないものとしております。

③残存期間別

■ 平成25年3月末

(単位：百万円)

	資産（オン・バランス）項目			オフ・バランス取引項目		合計
	貸出金	債券	その他	デリバティブ取引	その他	
1年以下	1,150,330	186,586	149,936	3,751	481,842	1,972,446
1年超3年以下	1,007,575	449,391	1,876	5,217	6,201	1,470,262
3年超5年以下	787,848	417,123	5,983	2,751	1,868	1,215,576
5年超7年以下	522,663	262,400	747	2,155	264	788,231
7年超10年以下	686,502	133,642	1,054	2,333	6,284	829,817
10年超	1,291,658	57,236	2,009	371	15,838	1,367,113
期間の定めのないもの	126,986	2,904	457,832	—	13,148	600,871
計	5,573,565	1,509,284	619,439	16,580	525,448	8,244,318

■ 平成26年3月末

(単位：百万円)

	資産（オン・バランス）項目			オフ・バランス取引項目		合計
	貸出金	債券	その他	デリバティブ取引	その他	
1年以下	1,214,421	221,919	70,449	2,800	472,276	1,981,868
1年超3年以下	1,022,458	575,450	1,570	5,176	10,553	1,615,210
3年超5年以下	807,902	355,600	5,068	3,875	400	1,172,848
5年超7年以下	583,773	311,933	834	863	248	897,652
7年超10年以下	686,033	103,476	827	1,936	6,459	798,734
10年超	1,409,123	—	1,758	364	12,505	1,423,751
期間の定めのないもの	116,529	993	457,666	—	8,529	583,719
計	5,840,241	1,569,374	538,176	15,017	510,974	8,473,785

(注) 1. 「資産（オン・バランス）項目」については、連結貸借対照表計上額に基づき算出しております。

2. 「オフ・バランス取引項目」については、与信相当額（簿価または想定元本額に一定の掛目を乗じた額）を記載しております。

(2) 貸倒引当金の内訳

①貸倒引当金の期中増減

■ 平成25年3月期

(単位：百万円)

	平成24年3月末	期中増減額	平成25年3月末
一般貸倒引当金	23,208	△ 2,527	20,681
個別貸倒引当金	16,965	1,308	18,274
特定海外債権引当勘定	—	—	—
貸倒引当金計	40,174	△ 1,219	38,955

■ 平成26年3月期

(単位：百万円)

	平成25年3月末	期中増減額	平成26年3月末
一般貸倒引当金	20,681	△ 2,671	18,009
個別貸倒引当金	18,274	2,624	20,898
特定海外債権引当勘定	—	—	—
貸倒引当金計	38,955	△ 47	38,907

(注) 1. 一般貸倒引当金には、証券化エクスポージャーに対する引当金も含まれております。

2. 一般貸倒引当金について、地域別・業種別の区分ごとの算定を行っておりません。

②個別貸倒引当金の地域別内訳

■ 平成25年3月期

(単位：百万円)

	平成24年3月末	期中増減額	平成25年3月末
国 内	16,965	1,308	18,274
国 外	—	—	—
個別貸倒引当金計	16,965	1,308	18,274

■ 平成26年3月期

(単位：百万円)

	平成25年3月末	期中増減額	平成26年3月末
国 内	18,274	2,624	20,898
国 外	—	—	—
個別貸倒引当金計	18,274	2,624	20,898

③個別貸倒引当金の業種別内訳

■ 平成25年3月期

(単位：百万円)

	平成24年3月末	期中増減額	平成25年3月末
製 造 業	1,780	△ 517	1,263
農 業、 林 業	5	3	9
漁 業	1	36	37
鉱業、採石業、砂利採取業	3	1	5
建 設 業	1,519	517	2,036
電気・ガス・熱供給・水道業	—	2	2
情 報 通 信 業	78	9	88
運 輸 業、 郵 便 業	302	△ 28	274
卸 売 業、 小 売 業	3,221	285	3,507
金 融 業、 保 険 業	61	△ 29	31
不動産業、物品賃貸業	5,232	593	5,826
その他各種サービス業	3,489	523	4,013
国・地方公共団体等	—	—	—
そ の 他	1,268	△ 89	1,179
個別貸倒引当金計	16,965	1,308	18,274

■ 平成26年3月期

(単位：百万円)

	平成25年3月末	期中増減額	平成26年3月末
製 造 業	1,263	313	1,577
農 業、 林 業	9	16	25
漁 業	37	4	42
鉱業、採石業、砂利採取業	5	32	37
建 設 業	2,036	△ 1,209	827
電気・ガス・熱供給・水道業	2	△ 2	—
情 報 通 信 業	88	△ 58	29
運 輸 業、 郵 便 業	274	61	335
卸 売 業、 小 売 業	3,507	954	4,461
金 融 業、 保 険 業	31	46	78
不動産業、物品賃貸業	5,826	785	6,611
その他各種サービス業	4,013	1,478	5,491
国・地方公共団体等	—	—	—
そ の 他	1,179	201	1,380
個別貸倒引当金計	18,274	2,624	20,898

(3) 貸出金償却の業種別内訳

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
製 造 業	1,088	53
農 業、 林 業	—	4
漁 業	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建 設 業	660	380
電気・ガス・熱供給・水道業	—	0
情 報 通 信 業	42	140
運 輸 業、 郵 便 業	18	106
卸 売 業、 小 売 業	1,056	478
金 融 業、 保 険 業	0	8
不動産業、物品賃貸業	513	299
その他各種サービス業	485	256
国・地方公共団体等	—	—
そ の 他	1,913	1,762
貸 出 金 償 却 計	5,777	3,490

4. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法の効果勘案後のエクスポージャー(証券化エクスポージャーを除く。)の内訳

(単位：百万円)

		平成25年3月末			平成26年3月末		
		格付あり [注1]	格付なし	計	格付あり [注1]	格付なし	計
リスク・ウェイト 区分別	0%	162,688	2,193,064	2,355,753	137,845	2,287,488	2,425,334
	10%	—	363,387	363,387	—	396,653	396,653
	20%	344,208	40,348	384,556	335,791	22,975	358,766
	35%	—	477,740	477,740	—	498,296	498,296
	50%	340,229	2,214	342,444	345,411	1,562	346,974
	75%	—	1,428,581	1,428,581	—	1,495,285	1,495,285
	100%	51,871	2,486,992	2,538,863	49,718	2,637,231	2,686,950
	150%	—	17,250	17,250	—	11,221	11,221
	250%	—	—	—	—	18,760	18,760
	1250% [注2]	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—
— [注3]	—	7,252	7,252	—	11,442	11,442	
資本控除した額 [注4]	—	—	—	—	—	—	
計	898,997	7,016,833	7,915,830	868,767	7,380,918	8,249,686	

(注) 1. 「格付あり」とは、以下に掲げるものであります。

(1) 原債務者または保証人について適格格付機関による格付が付与されているもの。

(2) 「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」のうち、その金融機関等が設立された国の中央政府に対して適格格付機関による格付が付与されているもの。

(3) 「外国の中央政府等以外の公共部門向け」のうち、その公共部門が所在する国の中央政府に対して適格格付機関による格付が付与されているもの。

2. リスク・ウェイト区分別「1250%」は、告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号及び第247条第1項(告示第125条、第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。)の規定により1250%が適用されるエクスポージャーであります。

3. リスク・ウェイト区分別「—」は、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産であります。

4. 「資本控除した額」とは、旧告示第31条第1項第3号及び第6号(旧告示第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。)の規定により資本控除した額であります。

(2) 信用リスク削減手法による効果

当行グループは信用リスク・アセットの算出にあたり、信用リスク削減手法を適用しております。

信用リスク削減手法のうち、「適格金融資産担保」及び「保証」により効果が勘案された額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	平成25年3月末	平成26年3月末
適格金融資産担保	106,054	84,902
現金及び自行預金	84,516	56,597
金	—	—
債券	12,923	12,939
株式	8,614	15,365
投資信託	—	—
保証	408,050	368,549

(注) 保証には、信用保証協会保証付エクスポージャーは含まれておりません。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(1) 与信相当額

■ 平成25年3月末

(単位：百万円)

	与信相当額 〔信用リスク削減手法〕 の效果勘案前 A	担保による 信用リスク削減手法 の效果 B	与信相当額 〔信用リスク削減手法〕 の效果勘案後 A-B
カレント・エクスポージャー方式	16,231	—	16,231
派生商品取引	16,231	—	16,231
外為関連取引	12,361	—	12,361
金利関連取引	3,869	—	3,869
金関連取引	—	—	—
株式関連取引	—	—	—
貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引（カウンターパーティー・リスク）	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—
標準方式	—	—	—
期待エクスポージャー方式	—	—	—
計	16,231	—	16,231

■ 平成26年3月末

(単位：百万円)

	与信相当額 〔信用リスク削減手法〕 の效果勘案前 A	担保による 信用リスク削減手法 の效果 B	与信相当額 〔信用リスク削減手法〕 の效果勘案後 A-B
カレント・エクスポージャー方式	15,017	—	15,017
派生商品取引	15,017	—	15,017
外為関連取引	11,374	—	11,374
金利関連取引	3,643	—	3,643
金関連取引	—	—	—
株式関連取引	—	—	—
貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引（カウンターパーティー・リスク）	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—
標準方式	—	—	—
期待エクスポージャー方式	—	—	—
計	15,017	—	15,017

- (注) 1. 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式により算出しております。
 2. 与信相当額 = 時価評価により算出した再構築コスト（ただし零を下回らないもの）
 + グロスのアドオン（想定元本額に、取引種類・残存期間に応じて定められた掛目を乗じたもの）
 なお、再構築コストは平成25年3月末3,866百万円、平成26年3月末3,340百万円であります。
 3. 告示第79条の規定により、原契約期間が5営業日以内の外為関連取引については、与信相当額の算出対象から除外しております。

(2) 信用リスク削減手法として用いた担保の種類別内訳 該当ありません。

(3) クレジット・デリバティブ取引の想定元本額

- ① 与信相当額の算出対象となったクレジット・デリバティブ取引
該当ありません。
- ② 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いたクレジット・デリバティブ取引
該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当行グループがオリジネーター及び投資家である証券化エクスポージャーに関する事項は以下のとおりです。なお、再証券化取引に該当するエクスポージャーはございません。

(1) 当行グループがオリジネーターである証券化エクスポージャー

①原資産の内訳

(単位：百万円)

	平成25年3月末			平成25年3月期
	原資産の額		原資産を構成する エクスポージャーのうち 三月以上延滞	原資産を構成する エクスポージャーの 当期損失額
	資産譲渡型 証券化取引	合成型 証券化取引		
住宅ローン債権	4,993	—	—	—
計	4,993	—	—	—

(単位：百万円)

	平成26年3月末			平成26年3月期
	原資産の額		原資産を構成する エクスポージャーのうち 三月以上延滞	原資産を構成する エクスポージャーの 当期損失額
	資産譲渡型 証券化取引	合成型 証券化取引		
住宅ローン債権	3,452	—	—	—
計	3,452	—	—	—

②保有する証券化エクスポージャーの原資産別内訳

(単位：百万円)

	平成25年3月末		平成26年3月末	
	エクスポージャー	うち、告示第247条の規定 により資本控除した額	エクスポージャー	うち、告示第247条の規定 により1250%のリスク・ ウェイトが適用される額
住宅ローン債権	3,308	—	3,215	—
計	3,308	—	3,215	—

(注) オン・バランス取引を記載しております。なお、オフ・バランス取引は該当ありません。

③保有する証券化エクスポージャーの残高及び所要自己資本の額のリスク・ウェイト区分別内訳

(単位：百万円)

	リスク・ウェイト 区分別	平成25年3月末		平成26年3月末	
		エクスポージャー A	所要自己資本の額 A×リスク・ウェイト×4%	エクスポージャー A	所要自己資本の額 A×リスク・ウェイト×4%
リスク・ウェイト 区分別	0%	—	—	—	—
	20%	—	—	—	—
	50%	—	—	—	—
	100%	—	—	—	—
	1250%	—	—	—	—
	その他	3,308	133	3,215	85
資本控除した額		—	—	—	—
計		3,308	133	3,215	85

(注) 1. 信用リスク・アセットの算出にあたっては、告示附則第15条（証券化エクスポージャーに関する経過措置）を適用しているため、リスク・ウェイト区分に分けて記載せず「その他」としております。

2. オン・バランス取引を記載しております。なお、オフ・バランス取引は該当ありません。

④証券化取引に伴い増加した自己資本相当額の原資産別内訳

(単位：百万円)

	平成25年3月末	平成26年3月末
住宅ローン債権	99	44
計	99	44

⑤早期償還条項付の証券化エクスポージャー
該当ありません。

⑥当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略
該当ありません。

⑦証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の原資産別内訳
該当ありません。

⑧告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセット
当行グループがオリジネーターとして保有する証券化エクスポージャーについて、告示附則第15条の適用により算出された信用リスク・アセット額は平成25年3月末3,344百万円、平成26年3月末2,139百万円であります。

(2) 当行グループが投資家である証券化エクスポージャー

①保有する証券化エクスポージャーの原資産別内訳

(単位：百万円)

	平成25年3月末		平成26年3月末	
	エクスポージャー	うち、告示第247条の規定により資本控除した額	エクスポージャー	うち、告示第247条の規定により125%のリスク・ウェイトが適用される額
住宅ローン債権	—	—	—	—
自動車ローン債権	—	—	—	—
顧客手形債権	2,468	—	2,699	—
事業者向け貸出	—	—	—	—
商業用不動産	6,072	251	3,902	251
アパートローン債権	—	—	—	—
消費者ローン債権	—	—	—	—
キャッシング債権	—	—	—	—
社の債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
計	8,541	251	6,601	251

(注) オン・バランス取引を記載しております。なお、オフ・バランス取引は該当ありません。

②保有する証券化エクスポージャーの残高及び所要自己資本の額のリスク・ウェイト区分別内訳

(単位：百万円)

	リスク・ウェイト区分別	平成25年3月末		平成26年3月末	
		エクスポージャー A	所要自己資本の額 A×リスク・ウェイト×4%	エクスポージャー A	所要自己資本の額 A×リスク・ウェイト×4%
	0%	—	—	—	—
	20%	2,468	19	2,699	21
	50%	—	—	—	—
	100%	5,821	232	3,650	146
	125%	—	—	251	125
	その他	—	—	—	—
	資本控除した額	251	—	—	—
	計	8,541	252	6,601	293

(注) オン・バランス取引を記載しております。なお、オフ・バランス取引は該当ありません。

③告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ありません。

7. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 連結貸借対照表計上額、時価

(単位：百万円)

	平成25年3月末		平成26年3月末	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等エクスポージャー	83,331	83,331	91,484	91,484
株 式	83,331	83,331	91,484	91,484
(うち子会社・関連会社株式)	(—)	(—)	(—)	(—)
金 銭 の 信 託	—	—	—	—
上記に該当しない株式等エクスポージャー	15,914		15,024	
株 式	15,914		15,024	
(うち子会社・関連会社株式)	(524)		(557)	
金 銭 の 信 託	—		—	
フ ァ ン ド	53,142		67,507	
計	152,388		174,015	

(注)「上場株式等エクスポージャー」は、市場価格等による時価のあるものであります。

(2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
売却に伴う損益	△ 514	1,918
償却に伴う損益	△ 4,526	△ 760
計	△ 5,040	1,157

(3) 評価損益

① 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益

■ 平成25年3月末

(単位：百万円)

	取得価額 A	連結貸借対照表計上額 B=C	時 価 C	評価差益 C-A
満 期 保 有 目 的	—	—	—	—
子 会 社 ・ 関 連 会 社 株 式	—	—	—	—
そ の 他 有 価 証 券	67,120	83,331	83,331	16,211
計	67,120	83,331	83,331	16,211

■ 平成26年3月末

(単位：百万円)

	取得価額 A	連結貸借対照表計上額 B=C	時 価 C	評価差益 C-A
満 期 保 有 目 的	—	—	—	—
子 会 社 ・ 関 連 会 社 株 式	—	—	—	—
そ の 他 有 価 証 券	63,504	91,484	91,484	27,980
計	63,504	91,484	91,484	27,980

② 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益

該当ありません。

8. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

当行グループが内部管理上使用している銀行勘定における金利リスク量（金利ショックに対する経済価値の増減額）は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	平成25年3月末		平成26年3月末	
	当行	長崎銀行	当行	長崎銀行
金利ショックに対する経済価値の増減額	21,501	1,229	16,587	1,339
うち 円	12,496	1,229	9,233	1,339
うち 米ドル	8,834	—	5,725	—

(注) 1. 上表の金利リスク量は、信頼区間99%、保有期間6か月、観測期間5年のVaRを用いて計測しております。
2. 当行の金利リスクはコア預金内部モデルを用いて計測しております。
3. 当行及び長崎銀行について計測しております。その他の連結子会社は、金利リスクが僅少であるため計測対象外としております。

V. 定量的な開示事項（単体）

1. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクのリスク・アセットの額及び所要自己資本の額

①資産（オン・バランス）項目

(単位：百万円)

	平成26年3月末		<参考> リスク・ウェイト (%)
	信用リスク・アセットの額 A	所要自己資本の額 A×4%	
現金	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	22	0	0~100
国際決済銀行等向け	—	—	0
我が国の地方公共団体向け	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	220	8	20~100
国際開発銀行向け	9	0	0~100
地方公共団体金融機構向け	3,873	154	10~20
我が国の政府関係機関向け	24,104	964	10~20
地方三公社向け	701	28	20
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	48,414	1,936	20~100
法人等向け	2,101,989	84,079	20~100
中小企業等向け及び個人向け [注1]	1,028,235	41,129	75
抵当権付住宅ローン	160,393	6,415	35
不動産取得等事業向け	414,646	16,585	100
三月以上延滞等 [注2]	6,048	241	50~150
取立未済手形	—	—	20
信用保証協会等による保証付	13,962	558	0~10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	10
出資等	140,647	5,625	100~1250
（うち出資等のエクスポージャー）	140,647	5,625	100
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	1250
上記以外	121,563	4,862	100~250
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	14,696	587	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	26,263	1,050	250
（うち上記以外のエクスポージャー）	80,603	3,224	100
証券化（オリジネーターの場合）	—	—	20~1250
（うち再証券化）	—	—	40~1250
証券化（オリジネーター以外の場合）	7,336	293	20~1250
（うち再証券化）	—	—	40~1250
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	64,525	2,581	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 8,817	△ 352	—
計	4,127,877	165,115	

(注) 1. 「中小企業等向け及び個人向け」は、告示第68条を適用しリスク・ウェイトを75%としたエクスポージャーについて記載しております。

2. 「三月以上延滞等」は、3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーまたは引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%のエクスポージャーについて記載しております。

(単位：百万円)

	平成25年3月末		＜参考＞
	信用リスク・アセットの額 A	所要自己資本の額 A×4%	リスク・ウェイト (%)
現金	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	15	0	0～100
国際決済銀行等向け	—	—	0
我が国の地方公共団体向け	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	630	25	20～100
国際開発銀行向け	11	0	0～100
地方公共団体金融機関向け	3,295	131	10～20
我が国の政府関係機関向け	20,865	834	10～20
地方三公社向け	806	32	20
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	74,567	2,982	20～250
法人等向け	1,870,733	74,829	20～100
中小企業等向け及び個人向け [注1]	986,333	39,453	75
抵当権付住宅ローン	154,400	6,176	35
不動産取得等事業向け	428,937	17,157	100
三月以上延滞等 [注2]	11,696	467	50～150
取立未済手形	—	—	20
信用保証協会等による保証付	14,630	585	0～10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	10
出資等	133,507	5,340	100～1250
上記以外	167,217	6,688	100～250
証券化（オリジネーターの場合）	—	—	20～1250
（うち再証券化）	—	—	40～1250
証券化（オリジネーター以外の場合）	6,314	252	20～1250
（うち再証券化）	—	—	40～1250
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—
計	3,873,962	154,958	

②オフ・バランス項目

(単位：百万円)

	平成25年3月末		平成26年3月末		<参考> 掛目 (%)
	信用リスク・アセットの額 A	所要自己資本の額 A×4%	信用リスク・アセットの額 A	所要自己資本の額 A×4%	
任意の時期に無条件で取消可能 又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—	—	—	0
原契約期間が1年以下のコミットメント	1,627	65	2,810	112	20
短期の貿易関連偶発債務	505	20	1,404	56	20
特定の取引に係る偶発債務	386	15	332	13	50
（うち経過措置を適用する元本補てん信託契約）	(—)	(—)	(—)	(—)	50
N I F 又は R U F	—	—	—	—	50
原契約期間が1年超のコミットメント	7,268	290	13,117	524	50
信用供与に直接的に代替する偶発債務	24,056	962	20,315	812	100
（うち借入金の保証）	(16,471)	(658)	(13,631)	(545)	100
（うち有価証券の保証）	(—)	(—)	(—)	(—)	100
（うち手形引受）	(—)	(—)	(—)	(—)	100
（うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約）	(—)	(—)	(—)	(—)	100
（うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供）	(—)	(—)	(—)	(—)	100
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等【控除後】	2,844	113	2,844	113	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等【控除前】	3,092	123	3,092	123	100
控除額(△)	247	9	247	9	—
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	2,063	82	1,155	46	100
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	7,431	297	4,162	166	100
派生商品取引及び長期決済期間取引	8,303	332	7,040	281	—
カレント・エクスポージャー方式	8,303	332	7,040	281	—
派生商品取引	8,303	332	7,040	281	—
外為関連取引	7,165	286	5,998	239	—
金利関連取引	1,138	45	1,042	41	—
金関連取引	—	—	—	—	—
株式関連取引	—	—	—	—	—
貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引（カウンターパーティー・リスク）	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—	—	—
標準方式	—	—	—	—	—
期待エクスポージャー方式	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—
証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完 及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—	—	—	0~100
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—	—	—	100
計	54,487	2,179	53,184	2,127	

(注) 参考に記載した「掛目」は、オフ・バランス取引の与信相当額を算出するにあたり、簿価または想定元本額に乗じる値であります。

(2) オペレーショナル・リスクのリスク相当額及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成25年3月末			平成26年3月末		
	オペレーショナル・ リスク相当額 A	オペレーショナル・リスク 相当額に係るリスク・アセット B=A÷8%	所要自己資本の額 B×4%	オペレーショナル・ リスク相当額 A	オペレーショナル・リスク 相当額に係るリスク・アセット B=A÷8%	所要自己資本の額 B×4%
基礎的手法採用分	—	—	—	—	—	—
粗利益配分手法採用分	15,860	198,261	7,930	15,524	194,050	7,762
先進的計測手法採用分	—	—	—	—	—	—
計	15,860	198,261	7,930	15,524	194,050	7,762

(注) 平成24年3月末より、粗利益配分手法を採用しております。

(3) 総所要自己資本額

(単位：百万円)

	平成25年3月末		平成26年3月末	
	リスク・アセットの額 A	所要自己資本の額 A×4%	リスク・アセットの額 A	所要自己資本の額 A×4%
信用リスク	3,928,450	157,138	4,191,657	167,666
資産（オン・バランス）項目	3,873,962	154,958	4,127,877	165,115
オフ・バランス取引項目	54,487	2,179	53,184	2,127
C V A リスク			10,561	422
中央清算機関関連エクスポージャー			34	1
オペレーショナル・リスク	198,261	7,930	194,050	7,762
計	4,126,711	165,068	4,385,707	175,428

2. 信用リスクに関する事項

(1) 信用リスクにかかるエクスポージャー（証券化エクスポージャーを除く。）の内訳

信用リスクにかかるエクスポージャー（証券化エクスポージャーを除く。）の残高（地域別、業種別、残存期間別）は、以下のとおりであります。

なお、期中平均残高は、期末残高と当期のリスク・ポジションが大幅に乖離していないため記載しておりません。

①地域別内訳

■ 平成25年3月末

(単位：百万円)

		資産（オン・バランス）項目			オフ・バランス取引項目		合計	三月以上 延滞等
		貸出金	債券	その他	デリバティブ 取引	その他		
国	内	5,350,886	1,221,355	584,087	16,580	521,667	7,694,576	13,664
国	外	—	287,931	—	—	—	287,931	—
	計	5,350,886	1,509,286	584,087	16,580	521,667	7,982,507	13,664

■ 平成26年3月末

(単位：百万円)

		資産（オン・バランス）項目			オフ・バランス取引項目		合計	三月以上 延滞等
		貸出金	債券	その他	デリバティブ 取引	その他		
国	内	5,614,773	1,321,677	493,287	15,017	506,792	7,951,548	7,428
国	外	—	247,696	—	—	—	247,696	—
	計	5,614,773	1,569,374	493,287	15,017	506,792	8,199,245	7,428

(注) 1. 「資産（オン・バランス）項目」については、貸借対照表計上額に基づき算出しております。

2. 「オフ・バランス取引項目」については、与信相当額（簿価または想定元本額に一定の掛目を乗じた額）を記載しております。

3. 「三月以上延滞等」は、3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーまたは引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%のエクスポージャーであります。

②業種別内訳
 ■ 平成25年3月末

(単位：百万円)

	資産（オン・バランス）項目			オフ・バランス取引項目		合 計	三月以上延滞等
	貸出金	債 券	その他	デリバティブ取引	その他		
業種区分のあるもの	5,350,886	1,509,286	235,441	16,580	511,267	7,623,462	13,664
製 造 業	318,062	1,070	21,137	1,227	3,749	345,246	2,935
農 業、 林 業	5,180	—	1	9	13	5,204	0
漁 業	6,391	—	26	—	154	6,571	21
鉱業、採石業、砂利採取業	4,526	60	151	—	—	4,737	313
建 設 業	231,583	705	3,042	24	3,816	239,171	1,040
電気・ガス・熱供給・水道業	91,653	—	6,244	16	—	97,914	—
情 報 通 信 業	78,572	100	3,365	—	407	82,444	305
運 輸 業、 郵 便 業	128,551	449	6,042	448	2,219	137,711	41
卸 売 業、 小 売 業	580,293	1,510	6,262	3,905	3,077	595,049	2,449
金 融 業、 保 険 業	168,020	308,339	168,971	9,709	183,992	839,034	209
不動産業、物品賃貸業	1,051,815	1,271	6,846	323	5,579	1,065,836	3,255
その他各種サービス業	647,502	1,241	2,550	39	5,303	656,636	1,658
国・地方公共団体等	422,905	1,192,188	2,854	—	256,900	1,874,849	—
そ の 他	1,615,831	2,351	7,943	877	46,052	1,673,055	1,433
業種区分のないもの	—	—	348,645	—	10,399	359,045	—
計	5,350,886	1,509,286	584,087	16,580	521,667	7,982,507	13,664

■ 平成26年3月末

(単位：百万円)

	資産（オン・バランス）項目			オフ・バランス取引項目		合 計	三月以上延滞等
	貸出金	債 券	その他	デリバティブ取引	その他		
業種区分のあるもの	5,614,773	1,569,374	168,481	15,017	501,474	7,869,121	7,428
製 造 業	317,446	675	21,738	645	5,014	345,519	396
農 業、 林 業	12,437	—	1	2	15	12,456	10
漁 業	8,324	—	3	—	242	8,570	21
鉱業、採石業、砂利採取業	5,019	—	154	—	—	5,173	190
建 設 業	227,207	524	3,082	1	3,147	233,962	515
電気・ガス・熱供給・水道業	112,517	—	6,293	—	4,264	123,074	—
情 報 通 信 業	82,044	80	3,334	—	260	85,718	117
運 輸 業、 郵 便 業	126,669	340	6,114	824	1,392	135,339	19
卸 売 業、 小 売 業	565,784	1,017	6,348	3,417	3,111	579,679	1,770
金 融 業、 保 険 業	197,962	246,617	102,874	9,122	82,000	638,577	176
不動産業、物品賃貸業	1,131,366	885	6,715	280	5,411	1,144,659	2,014
その他各種サービス業	707,545	945	2,410	52	5,679	716,631	1,054
国・地方公共団体等	430,156	1,315,718	3,002	—	370,343	2,119,220	—
そ の 他	1,690,296	2,573	6,405	671	20,590	1,720,536	1,142
業種区分のないもの	—	—	324,805	—	5,318	330,123	—
計	5,614,773	1,569,374	493,287	15,017	506,792	8,199,245	7,428

- (注) 1. 「資産（オン・バランス）項目」については、貸借対照表計上額に基づき算出しております。
 2. 「オフ・バランス取引項目」については、与信相当額（簿価または想定元本額に一定の掛目を乗じた額）を記載しております。
 3. 「三月以上延滞等」は、3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーまたは引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%のエクスポージャーであります。
 4. 「資産（オン・バランス）項目」の「その他」については、株式等を業種別に区分し、それ以外を業種区分のないものとしております。

③残存期間別

■ 平成25年3月末

(単位：百万円)

	資産（オン・バランス）項目			オフ・バランス取引項目		合 計
	貸出金	債 券	その他	デリバティブ取引	その他	
1 年 以 下	1,131,031	186,586	135,031	3,751	488,225	1,944,625
1 年超 3 年以下	994,566	449,391	1,876	5,217	5,883	1,456,935
3 年超 5 年以下	773,110	417,123	5,983	2,751	743	1,199,712
5 年超 7 年以下	505,835	262,400	747	2,155	126	771,265
7 年超 10 年以下	667,075	133,642	1,054	2,333	666	804,772
10 年 超	1,160,246	57,236	2,009	371	15,252	1,235,115
期間の定めのないもの	119,020	2,907	437,384	—	10,768	570,079
計	5,350,886	1,509,286	584,087	16,580	521,667	7,982,507

■ 平成26年3月末

(単位：百万円)

	資産（オン・バランス）項目			オフ・バランス取引項目		合 計
	貸出金	債 券	その他	デリバティブ取引	その他	
1 年 以 下	1,194,671	221,919	70,196	2,800	477,537	1,967,125
1 年超 3 年以下	1,010,984	575,450	1,570	5,176	10,165	1,603,348
3 年超 5 年以下	794,685	355,600	5,068	3,875	301	1,159,532
5 年超 7 年以下	565,338	311,933	834	863	158	879,127
7 年超 10 年以下	664,711	103,476	827	1,936	912	771,864
10 年 超	1,275,118	—	1,758	364	12,062	1,289,304
期間の定めのないもの	109,263	992	413,030	—	5,655	528,941
計	5,614,773	1,569,374	493,287	15,017	506,792	8,199,245

(注) 1. 「資産（オン・バランス）項目」については、貸借対照表計上額に基づき算出しております。

2. 「オフ・バランス取引項目」については、与信相当額（簿価または想定元本額に一定の掛目を乗じた額）を記載しております。

(2) 貸倒引当金の内訳

① 貸倒引当金の期中増減

■ 平成25年3月期

(単位：百万円)

	平成24年3月末	期中増減額	平成25年3月末
一般貸倒引当金	14,975	△ 1,366	13,609
個別貸倒引当金	14,891	1,415	16,306
特定海外債権引当勘定	—	—	—
貸倒引当金計	29,866	49	29,915

■ 平成26年3月期

(単位：百万円)

	平成25年3月末	期中増減額	平成26年3月末
一般貸倒引当金	13,609	△ 1,338	12,270
個別貸倒引当金	16,306	2,735	19,042
特定海外債権引当勘定	—	—	—
貸倒引当金計	29,915	1,397	31,313

(注) 1. 一般貸倒引当金には、証券化エクスポージャーに対する引当金も含まれております。
2. 一般貸倒引当金について、地域別・業種別の区分ごとの算定を行っておりません。

② 個別貸倒引当金の地域別内訳

■ 平成25年3月期

(単位：百万円)

	平成24年3月末	期中増減額	平成25年3月末
国内	14,891	1,415	16,306
国外	—	—	—
個別貸倒引当金計	14,891	1,415	16,306

■ 平成26年3月期

(単位：百万円)

	平成25年3月末	期中増減額	平成26年3月末
国内	16,306	2,735	19,042
国外	—	—	—
個別貸倒引当金計	16,306	2,735	19,042

③個別貸倒引当金の業種別内訳

■ 平成25年3月期

(単位：百万円)

	平成24年3月末	期中増減額	平成25年3月末
製 造 業	1,757	△ 565	1,191
農 業、 林 業	5	3	8
漁 業	0	11	11
鉱業、採石業、砂利採取業	3	1	5
建 設 業	1,483	532	2,016
電気・ガス・熱供給・水道業	—	2	2
情 報 通 信 業	4	54	59
運 輸 業、 郵 便 業	298	△ 25	272
卸 売 業、 小 売 業	3,110	321	3,431
金 融 業、 保 険 業	59	△ 28	31
不動産業、物品賃貸業	4,305	599	4,905
その他各種サービス業	3,255	525	3,780
国・地方公共団体等	—	—	—
そ の 他	607	△ 16	590
個別貸倒引当金計	14,891	1,415	16,306

■ 平成26年3月期

(単位：百万円)

	平成25年3月末	期中増減額	平成26年3月末
製 造 業	1,191	354	1,545
農 業、 林 業	8	12	21
漁 業	11	5	16
鉱業、採石業、砂利採取業	5	32	37
建 設 業	2,016	△ 1,210	806
電気・ガス・熱供給・水道業	2	△ 2	—
情 報 通 信 業	59	△ 29	29
運 輸 業、 郵 便 業	272	61	334
卸 売 業、 小 売 業	3,431	990	4,421
金 融 業、 保 険 業	31	46	78
不動産業、物品賃貸業	4,905	820	5,725
その他各種サービス業	3,780	1,474	5,254
国・地方公共団体等	—	—	—
そ の 他	590	179	770
個別貸倒引当金計	16,306	2,735	19,042

(3) 貸出金償却の業種別内訳

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
製 造 業	1,084	27
農 業、 林 業	—	—
漁 業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建 設 業	659	379
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情 報 通 信 業	42	140
運 輸 業、 郵 便 業	17	106
卸 売 業、 小 売 業	1,053	478
金 融 業、 保 険 業	—	8
不動産業、物品賃貸業	512	297
その他各種サービス業	485	256
国・地方公共団体等	—	—
そ の 他	13	8
貸 出 金 償 却 計	3,869	1,702

3. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法の効果勘案後のエクスポージャー（証券化エクスポージャーを除く。）の内訳

(単位：百万円)

		平成25年3月末			平成26年3月末		
		格付あり [注1]	格付なし	計	格付あり [注1]	格付なし	計
リスク・ウェイト 区分別	0%	162,688	2,155,283	2,317,971	137,845	2,243,026	2,380,872
	10%	—	358,605	358,605	—	391,753	391,753
	20%	341,329	39,920	381,249	332,456	27,911	360,367
	35%	—	441,142	441,142	—	458,266	458,266
	50%	336,272	2,180	338,452	342,251	1,494	343,746
	75%	—	1,293,519	1,293,519	—	1,353,425	1,353,425
	100%	51,670	2,452,235	2,503,906	49,518	2,612,318	2,661,836
	150%	—	6,811	6,811	—	2,588	2,588
	250%				—	16,384	16,384
	1250% [注2]				—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—
— [注3]	—	7,252	7,252	—	11,442	11,442	
資本控除した額 [注4]	—	—	—				
計	891,960	6,756,950	7,648,911	862,072	7,118,610	7,980,682	

(注) 1. 「格付あり」とは、以下に掲げるものであります。

(1) 原債務者または保証人について適格格付機関による格付が付与されているもの。

(2) 「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」のうち、その金融機関等が設立された国の中央政府に対して適格格付機関による格付が付与されているもの。

(3) 「外国の中央政府等以外の公共部門向け」のうち、その公共部門が所在する国の中央政府に対して適格格付機関による格付が付与されているもの。

2. リスク・ウェイト区分別「1250%」は、告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号及び第247条第1項（告示第125条、第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。）の規定により1250%が適用されるエクスポージャーであります。

3. リスク・ウェイト区分別「—」は、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産であります。

4. 「資本控除した額」とは、旧告示第43条第1項第2号及び第5号（旧告示第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額であります。

(2) 信用リスク削減手法による効果

当行は信用リスク・アセットの算出にあたり、信用リスク削減手法を適用しております。

信用リスク削減手法のうち、「適格金融資産担保」及び「保証」により効果が勘案された額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	平成25年3月末	平成26年3月末
適 格 金 融 資 産 担 保	105,165	84,079
現 金 及 び 自 行 預 金	83,638	55,786
金	—	—
債 券	12,923	12,939
株 式	8,604	15,353
投 資 信 託	—	—
保 証	405,950	366,774

(注) 保証には、信用保証協会保証付エクスポージャーは含まれておりません。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(1) 与信相当額

■ 平成25年3月末

(単位：百万円)

	与信相当額 〔信用リスク削減手法〕 の效果勘案前 A	担保による 信用リスク削減手法 の效果 B	与信相当額 〔信用リスク削減手法〕 の效果勘案後 A-B
カレント・エクスポージャー方式	16,231	—	16,231
派生商品取引	16,231	—	16,231
外為関連取引	12,361	—	12,361
金利関連取引	3,869	—	3,869
金関連取引	—	—	—
株式関連取引	—	—	—
貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引（カウンターパーティー・リスク）	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—
標準方式	—	—	—
期待エクスポージャー方式	—	—	—
計	16,231	—	16,231

■ 平成26年3月末

(単位：百万円)

	与信相当額 〔信用リスク削減手法〕 の效果勘案前 A	担保による 信用リスク削減手法 の效果 B	与信相当額 〔信用リスク削減手法〕 の效果勘案後 A-B
カレント・エクスポージャー方式	15,017	—	15,017
派生商品取引	15,017	—	15,017
外為関連取引	11,373	—	11,373
金利関連取引	3,643	—	3,643
金関連取引	—	—	—
株式関連取引	—	—	—
貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引（カウンターパーティー・リスク）	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—
標準方式	—	—	—
期待エクスポージャー方式	—	—	—
計	15,017	—	15,017

- (注) 1. 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式により算出しております。
 2. 与信相当額 = 時価評価により算出した再構築コスト（ただし零を下回らないもの）
 + グロスのアドオン（想定元本額に、取引種類・残存期間に応じて定められた掛目を乗じたもの）
 なお、再構築コストは平成25年3月末3,866百万円、平成26年3月末3,340百万円です。
 3. 告示第79条の規定により、原契約期間が5営業日以内の外為関連取引については、与信相当額の算出対象から除外しております。

(2) 信用リスク削減手法として用いた担保の種類別内訳
 該当ありません。

(3) クレジット・デリバティブ取引の想定元本額

- ① 与信相当額の算出対象となったクレジット・デリバティブ取引
 該当ありません。
- ② 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いたクレジット・デリバティブ取引
 該当ありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

当行がオリジネーター及び投資家である証券化エクスポージャーに関する事項は以下のとおりです。なお、再証券化取引に該当するエクスポージャーはございません。

(1) 当行がオリジネーターである証券化エクスポージャー
該当ありません。

(2) 当行が投資家である証券化エクスポージャー

①保有する証券化エクスポージャーの原資産別内訳

(単位：百万円)

	平成25年3月末		平成26年3月末	
	エクスポージャー	うち、告示第247条の規定により資本控除した額	エクスポージャー	うち、告示第247条の規定により125%のリスク・ウェイトが適用される額
住宅ローン債権	—	—	—	—
自動車ローン債権	—	—	—	—
顧客手形債権	2,468	—	2,699	—
事業者向け貸出	—	—	—	—
商業用不動産	6,072	251	3,902	251
アパートローン債権	—	—	—	—
消費者ローン債権	—	—	—	—
キャッシング債権	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
計	8,541	251	6,601	251

(注) オン・バランス取引を記載しております。なお、オフ・バランス取引は該当ありません。

②保有する証券化エクスポージャーの残高及び所要自己資本の額のリスク・ウェイト区分別内訳

(単位：百万円)

	リスク・ウェイト区分別	平成25年3月末		平成26年3月末	
		エクスポージャー A	所要自己資本の額 A×リスク・ウェイト×4%	エクスポージャー A	所要自己資本の額 A×リスク・ウェイト×4%
	0%	—	—	—	—
	20%	2,468	19	2,699	21
	50%	—	—	—	—
	100%	5,821	232	3,650	146
	125%	—	—	251	125
	その他	—	—	—	—
	資本控除した額	251	—	—	—
	計	8,541	252	6,601	293

(注) オン・バランス取引を記載しております。なお、オフ・バランス取引は該当ありません。

③告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ありません。

6. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価

(単位：百万円)

	平成25年3月末		平成26年3月末	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等エクスポージャー	79,898	79,898	87,556	87,556
株 式	79,898	79,898	87,556	87,556
（うち子会社・関連会社株式）	(一)	(一)	(一)	(一)
金 銭 の 信 託	—	—	—	—
上記に該当しない株式等エクスポージャー	27,690		26,716	
株 式	27,690		26,716	
（うち子会社・関連会社株式）	(12,768)		(12,718)	
金 銭 の 信 託	—		—	
フ ァ ン ド	53,142		67,487	
計	160,730		181,760	

(注)「上場株式等エクスポージャー」は、市場価格等による時価のあるものであります。

(2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
売却に伴う損益	△ 525	1,918
償却に伴う損益	△ 4,512	△ 760
計	△ 5,038	1,157

(3) 評価損益

① 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益

■ 平成25年3月末

(単位：百万円)

	取得価額 A	貸借対照表計上額 B=C	時 価 C	評価差額 C-A
満期保有目的	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—
その他有価証券	65,100	79,898	79,898	14,797
計	65,100	79,898	79,898	14,797

■ 平成26年3月末

(単位：百万円)

	取得価額 A	貸借対照表計上額 B=C	時 価 C	評価差額 C-A
満期保有目的	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—
その他有価証券	61,483	87,556	87,556	26,073
計	61,483	87,556	87,556	26,073

② 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益

該当ありません。

7. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

当行が内部管理上使用している銀行勘定における金利リスク量（金利ショックに対する経済価値の増減額）は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	平成25年3月末	平成26年3月末
金利ショックに対する経済価値の増減額	21,501	16,587
うち 円	12,496	9,233
うち 米ドル	8,834	5,725

(注) 1. 上表の金利リスク量は、信頼区間99%、保有期間6か月、観測期間5年のVaRを用いて計測しております。
2. 当行の金利リスクはコア預金内部モデルを用いて計測しております。